

パートナーシップ宣誓制度を利用しなくても利用できる主な行政サービス等

	NO.	名称	概要	受領証の提示	問い合わせ先
救急	1	救急搬送時の同乗	従来どおり、救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗することができます。	不要	消防局 救急救命課 TEL：097-532-4199
税金	3	軽自動車税の減免 (障がい者生計一)	従来どおり、住民票上同一世帯であれば、軽自動車税の減免申請の手続きができます。	不要	財務部 税制課 TEL：097-537-7314
	4	税証明交付 【国民健康保険税納税証明】	従来どおり、住民票上同一世帯であれば、パートナーの納税証明を取得できます。	不要	市民部 国保年金課 TEL：097-537-5616
福祉	5	生活保護で同一世帯として認定	従来どおり、パートナーも同一世帯として申請することができます。	不要	福祉保健部 生活福祉課 TEL：097-537-5706